

# 医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号に掲げる手術の件数

(2024年1月1日～2024年12月31日)

## 区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0件
イ	黄斑下手術等	121件
ウ	鼓室形成手術等	0件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術, 肺静脈隔離術	0件

## 区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	0件
イ	水頭症手術等	0件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ	尿道形成手術等	0件
オ	角膜移植術	0件
カ	肝切除術等	0件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件

## 区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	2件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0件
エ	母指化手術等	0件
オ	内反足手術等	0件
カ	食道切除再建術等	0件
キ	同種死体腎移植術等	0件

## 区分4に分類される手術

	胸腔鏡・腹腔鏡手術	0件
--	-----------	----

## その他の区分の手術

ア	人工関節置換術及び人工股関節置換術(手術支援装置を用いるもの)	0件
イ	乳児外科施設基準対象手術	0件
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	0件
オ	経皮的冠動脈形成術, 経皮的冠動脈粥種切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0件